

座間市文化協会規約

(名称)

第1条 この会は座間市文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、市内の文化団体相互の連絡協調をはかり、市民の健全な文化の向上とその振興発展を期し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 市民文化の向上に関する方策の調査研究
- (2) 各団体の強化と相互の緊密な連絡協調
- (3) 各種文化行事、講習会等の開催
- (4) 県文化団体および他市町村の文化団体との交流
- (5) 文化に関する普及奨励等広報活動
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、市内に所在し、市内を統括する文化団体（以下「所属団体」という。）をもって組織する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 前項に定めるもののほか、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計は理事の互選又は理事会の推薦により選出する。

2 理事は、第5条に定める所属団体から2名の推薦された者をもってあてる。

3 会長、副会長、会計が選任された所属団体は、更にこれに代わる理事を推薦するものとする。

4 監事は、理事会において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表して会務を総理し、役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、この会の経理を掌理する。

4 理事は、この会務を掌理する。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

(任期)

第9条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、後任者が決定するまで任期は延長され、かつ再任を妨げない。

2 補欠役員及び理事の任期は、前任者の残任期間とし、新規加盟団体の理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計によって組織し、会長がこれを招集する。

2 役員会は、会の運営に関する事項を審議決定するとともに、本規約に規定した事項、その他理事会に付議する事項を審議する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長・副会長・会計及び理事をもって組織し、会長がこれを招集し議長となる。

2 理事会は、役員会から付議された事項、その他重要事項について議決する。

(理事会の成立及び議決)

第12条 理事会は、3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。なお、賛否同数のときは議長がこれを決める。ただし、規約変更に関する事項は出席者の3分の2以上の同意を要する。

(委員会)

第13条 この会に次の委員会を設ける。なお、必要に応じて他の委員会を設けることができる。また、委員は理事の互選とする。

(1) 広報委員会 主に会報の発行に向けて協議する。

(2) 行事委員会 主に会員のつどい開催に向けて協議する。

(3) 規約委員会 主に規約及び規程の改正が必要となった場合に協議する。

2 委員の定数及び任期は、委員会においてその都度定め、再任を妨げない。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は理事会において定める。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算等)

第16条 この会の予算及び決算並びに事業計画及び事業報告は、理事会の承認を得るものとする。

(加盟)

第17条 この会に加盟しようとする団体は、次の書類を提出し役員会の審議を経て、理事会の承認を要するものとする。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約
- (3) 組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 事業計画書及び予算書
- (6) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (7) その他参考となるもの

(加盟条件)

第18条 本会に加盟しようとする団体は、次のような団体であってはならない。

- (1) 政治的、宗教的な団体
- (2) 営利を目的にした職業的な団体

(脱退)

第19条 所属団体が脱退しようとするときは、脱退届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 所属団体として不適当と認められるときは、理事会の承認を得て脱退させることができる。

附則

- 1 この規約に定めのない事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。
- 2 この規約は、平成11年5月19日から施行する。
- 3 昭和45年1月24日施行の座間市文化協会規約は、この規約の施行の日をもって廃止する。
- 4 この規約は、令和6年5月21日から施行する。